平成２８年（フ）第２８５号
京都市伏見区竹田醍醐田町40番地８
破産者　**徳**田　友久
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２９６号
京都市山科区竹鼻竹ノ街道町56―801、住民票上の住所愛知県大府市桜木町２丁目130番地
破産者　三宅　英明
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３１９号
神戸市東灘区青木６丁目２番７号　カンタータ青木　107号、従前の住所神戸市東灘区北青木２丁目９番13―105号
破産者　岡田　敏弘
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４５６号
大分市大字寒田410番地の３
破産者　鹿田　久範
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第５０号
大分県別府市大字北石垣1460番地の５　メゾン桃山台101号、従前の住所大分県別府市大字内竈1928番地の10
破産者　箭内　　薫
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２６号
鹿児島県鹿児島市鴨池２丁目28番３―1107号
破産者　重田　博之
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第８０号
鹿児島県鹿児島市本名町550番地11、開始決定時住所鹿児島県鹿児島市牟礼岡１丁目13番５号
破産者　立山かおり
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１２４号
沖縄県那覇市久茂地２丁目11番23号　スマイル久茂地203
破産者　石塚由紀子
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第５号
北海道滝川市空知町１丁目４番25号
破産者　續木　伸一
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第３０号
北海道新冠郡新冠町字東町13番地の10　東栄団地５号棟２号室、住民票上の住所北海道日高郡新ひだか町静内青柳町１丁目10番14号
破産者　奥山　綾香
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２８年（フ）第２４号
北海道上川郡東川町西５号北43番地
破産者　南　　隆俊
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４３号
北海道上川郡鷹栖町15線21号
破産者　芝本　美博
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３号
北海道中川郡本別町共栄９番地24　共栄団地６棟２号
破産者　飲み喰い処我が家こと　沼口　寿江
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第３９号
青森県むつ市大畑町湊村159番地46
破産者　東　　健作
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３０号
秋田市山手台３丁目10番地６
破産者　齋藤　秀人
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６３号
秋田県湯沢市杉沢字森道下48番地
破産者　佐藤　雄輝
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第２０号
秋田県雄勝郡羽後町上到米字唐松96番地
破産者　佐藤　寛之
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第７２号
山形県米沢市矢来１丁目１番104―21号
破産者　仲田　一星
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部